

公表監第1号
平成26年5月23日
(2014年)

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一

平成26年3月26日付西監収第86号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 17 号
平成 26 年 5 月 23 日
(2014 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 亀 井 健
同 鈴 木 雅 一

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 26 年 3 月 26 日付で提出されま
した住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

（ 略 ）

2 請求書の提出

平成 26 年 3 月 26 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

政務調査費交付の根拠となっていた法が改正され、法第 100 条第 14 項、第 15 項及び第 16 項全
文は次のとおりとなった。主に「調査研究」が「調査研究その他の活動」へと変更されたもので
ある。

「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動
に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交

付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」(第 14 項)

「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」(第 15 項)

「議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」(第 16 項)

この法改正を受けて、平成 25 年 2 月 28 日、条例改正が行われ、「西宮市議会政務活動費の交付に関する条例」が成立した。ただし、付則の規定により、既に交付された政務調査費は、「従前の例による」とされ、改正前の西宮市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)が適用される。したがって、本請求によって返還を求める平成 24 年度政務調査費支出には改正後の条例は適用されない。

また、政務調査費違法支出返還請求事件(神戸地裁平成 24 年(行ウ)第 15 号)判決(以下「神戸地裁判決」という。)が平成 25 年 10 月 16 日にあり、これが確定している。したがって、神戸地裁判決において違法な支出として返還を求められた事例、若しくは同様な支出は返還を免れない。

別表に掲げる各議員の平成 24 年度政務調査費支出は、条例及び神戸地裁判決に照らして違法・不当な支出である。これら 14 議員 5,366,266 円の支出について、西宮市長が各議員に対して返還を求めることを請求する。

なお、研修等が東京都内朝 10 時以降の開催であれば、前泊の必要はないので、その宿泊費は認められない。また、公共交通機関の利用が原則であり、タクシー等の利用は理由のない限り認められない。

以上、法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(添付された事実を証明する書面)

西宮市議会政務活動費の交付に関する条例及び政務調査費運用に関する手引き(以下「手引き」という。)

各議員に返還を求める違法・不当な支出に関する領収書等と関連資料

政務調査費違法支出返還請求事件神戸地裁判決(平成 25 年 10 月 16 日判決言渡)

第2 監査の実施

1 請求の受理及び監査委員の除斥

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成26年3月28日、請求を受理することに決定しました。

なお、上田さち子監査委員及び町田博喜監査委員については、法第199条の2の規定により利害関係人に該当するので除斥となっています。

2 監査の対象事項

請求人の指摘する平成24年度に係る西宮市議会の政務調査費支出が、法、条例、西宮市議会政務調査費の交付に関する規則（以下「規則」という。）及び西宮市議会政務調査費の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）等に違反する違法又は不当な支出として返還を要するか否かを監査の対象としました。

3 監査対象部局

西宮市議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成26年4月17日、請求人（氏名略）の3氏が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

5 議員に対する調査及び関係部局の事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、あらかじめ、請求人の指摘事項に対する議員による説明を文書回答により、議会事務局を通じて求めるとともに、関係職員として、議会事務局の大野事務局長、北林事務局次長、原田庶務課長及び杉原係長の出席を求め、平成26年5月12日、事情聴取及び質疑応答を行いました。

6 議員による説明

提出された資料及び関係職員の事情聴取等に基づき、請求人の指摘に対する議員の説明要旨は、別表「議員による説明要旨」欄記載のとおりです。

第3 監査の結果

1 監査によって確認した事実

(1) 平成24年度の政務調査費交付状況

本件職員措置請求の対象となった政務調査費の平成26年3月26日現在の交付状況は、下記のとおりです。

(単位：円)

議員氏名	交付決定額 A	対象支出額 B	差 額 A - B	精算後交付額
大川原成彦	960,000	1,133,400	173,400	960,000
山田ますと	960,000	721,540	238,460	721,540
山口英治	960,000	415,331	544,669	415,331
大原智	960,000	860,981	99,019	860,981
上向井賢二	1,800,000	1,799,167	833	1,799,167
大石伸雄	1,800,000	1,910,974	110,974	1,800,000
中川経夫	1,800,000	1,793,271	6,729	1,793,271
やの正史	1,800,000	636,362	1,163,638	636,362
吉岡政和	1,800,000	2,386,747	586,747	1,800,000
今村岳司	1,800,000	1,950,375	150,375	1,800,000
岩下彰	1,680,000	1,785,462	105,462	1,680,000
中尾孝夫	1,680,000	2,833,386	1,153,386	1,680,000
和田とよじ	1,680,000	1,669,219	10,781	1,669,219
長谷川久美子	1,800,000	992,535	807,465	992,535

(2) 政務調査費の訂正及び返還状況

本件職員措置請求の受理後、請求対象となった政務調査費のうち、収支報告書の訂正及び返還があったものは下記のとおりです。

(単位：円)

議員氏名	訂正届出日	返還日	訂正額	返還額	備考
大川原成彦	26.4.11	-	69,140	0	対象支出額が上回っているため返還は生じない。
山田ますと	26.4.11	26.4.11	11,020	11,020	
山口英治	26.4.11	26.4.11	11,000	11,000	
大原智	26.4.11	26.4.11	48,290	48,290	
やの正史	26.4.8	26.4.8	54,300	54,300	
吉岡政和	26.4.30	-	90,000	0	対象支出額が上回っているため返還は生じない。
今村岳司	26.5.15	26.5.15	314,520	164,145	
岩下彰	26.5.20	-	58,670	0	対象支出額が上回っているため返還は生じない。

2 監査委員の判断

請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、請求人が返還を求めている政務調査費については、法第100条第14項及び第15項並びに条例第6条に違反する、違法又は不当な支出であり、返還を要するか否かについて判断します。

この判断に際し、本件各支出が議員の調査研究に資するため必要な経費に当たるか否かについては、要綱に定める用途基準に併せて、手引きに定める用途基準項目別運用指針をも判断の基準とします。

なお、平成24年9月5日公布の法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないものとされ、市においても条例の一部改正が行われ、平成25年3月1日に施行されていますが、当該改正条例は、同日以後に交付される政務活動費に適用されることから、本件監査請求においては、改正前の条例及びこれに基づく規則、要綱等に基づいて判断することとします。

また、住民監査請求においては、個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人

において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされています。

さらに、神戸地裁判決を含め、政務調査費に係る住民訴訟の判決例においては、原告らが政務調査費に係る支出が使途基準に適合しないものであることを主張・立証しなければならないとされていることから、請求人が問題とする個別の支出が政務調査費の使途基準に該当するか否かは、各支出についての議員の説明及び各支出について請求人が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしているか否かを勘案し、また、議員の政務調査活動の自由に配慮し、その自主性、自律性を尊重する見地より、収支報告書等の記載から一般的、外形的に判断することとします。

なお、請求人は、旅費の充当について、東京都内で朝 10 時以降に開催される研修等であれば、前日から宿泊する必要はないので、その宿泊費は認められず、また、公共交通機関の利用が原則であるから、タクシー等の利用は理由のない限り認められないと主張します。

この点につき、宿泊費については、調査研究費に係るものを要綱第 3 条第 2 項第 2 号において、研修・会議費に係るものを同条第 3 項第 4 号において、各々「ホテル等宿泊のための費用をいう。ただし、15,000 円以内とする。」と規定されていますが、用務の前日から宿泊する場合の適否について、具体的な基準は設けられていません。

また、調査研究費及び研修・会議費に係るタクシー代については、要綱第 3 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項第 3 号において交通費として規定されており、手引きにおいて交通費の内容の例として掲げられています（手引き 5 (1) 及び (2) 「使途基準の主な内容」）、手引き 5 (1) 「留意事項」エ(イ)においては、経路・交通手段として「経済的な通常の経路及び方法によるものとし、原則として公共交通機関を利用すること。」とも規定されていますが、これ以上の具体的な基準は規定されていません。ただし、請求人も、タクシーの利用は「理由のない限り認められない」としているのであって、合理的理由のあるタクシーの利用を否定するものではありません。

したがって、前泊料金及びタクシー代の経費が政務調査費の使途基準に該当するか否かについては、手引き 4 (2) 「ア．実費原則」に規定されている「政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、市政に関する調査研究のために、実際に要した費用に充当（実費弁償）することを原則」とするとの指針に立ち戻り、前述した判断方法に即して、なお社会通念上、不相当なものであるといえるか否かという見地から判断することとします。

(1) 大川原成彦議員に係る返還請求（85,000 円）

ア 平成 24 年 4 月 24 日及び 25 日に係る宿泊費用及び手土産代 10,140 円

請求人が返還請求の対象としている本件各支出については、当該支出を減額する収支報告書の訂正が平成 26 年 4 月 11 日に行われました。

イ 平成 24 年 6 月 8 日及び 9 日に係るシンポジウム受講（宿泊費及び 9 日の交通費）9,320 円

(ア) 請求人が返還請求の対象としている宿泊費については、当該支出 9,000 円を減額する収支報告書の訂正が平成 26 年 4 月 11 日に行われました。

(イ) 研修・会議費の交通費については、要綱第 3 条第 3 項第 3 号に政務調査目的の支出として認められています。請求人は、当該シンポジウムが開催されたか明らかではないと主張しますが、同議員から申込みの控え、入場券の控えその他の資料が提出されています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を明らかにしたとはいえず、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

ウ 平成 24 年 8 月 19 日～21 日に係る講座受講（19 日の宿泊費）10,000 円

請求人が返還請求の対象としている宿泊費については、当該支出を減額する収支報告書の訂正が平成 26 年 4 月 11 日に行われました。

エ 平成 25 年 1 月 15 日及び 16 日に係る視察及び受講（視察交通費及び宿泊費用）10,540 円

(ア) 請求人が返還請求の対象としている宿泊費については、当該支出 10,000 円を減額する政務調査費収支報告書の訂正が平成 26 年 4 月 11 日に行われました。

(イ) 調査研究費の交通費については、要綱第 3 条第 2 項第 1 号に政務調査目的の支出として認められています。請求人は、柏市視察の証拠がなく、当該講座の領収書が 1 月 15 日となっており、日程が不明瞭で、支出の信頼性が疑われると主張しますが、同議員からは、西宮市議会議長から柏市議会議長宛の「行政視察依頼書」の控え、1 月 16 日開講の当該講座の案内書その他の資料が提出され、領収書の日付は、先方の受領入金処理した日付であるとの説明もなされています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を明らかにしたとはいえず、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとは

いえません。

オ 平成 25 年 2 月 4 日～ 7 日に係る講座・セミナー受講（講座受講料半額及び宿泊費用）
45,000 円

(ア) 請求人が返還請求の対象としている宿泊費については、当該支出 30,000 円を減額する
政務調査費収支報告書の訂正が平成 26 年 4 月 11 日に行われました。

(イ) 受講料については、要綱第 3 条第 3 項第 8 号に政務調査目的の支出として認められて
います。請求人は、当該講座の 2 日目は欠席をしていると主張しますが、同議員から講
座修了証、当日配布の資料が提出されています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動の
ための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事
情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとは
いえません。

以上のことから、ア、イ(ア)、ウ、エ(ア)及びオ(ア)に係る支出については、計 69,140
円を減額する収支報告書の訂正が平成 26 年 4 月 11 日に行われ、支出合計金額が 1,064,260
円となりましたが、なお収入額（政務調査費充当額）960,000 円を超過しているため、請求
人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。その余の支出については、前記のと
おり政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

(2) 山田ますと議員に係る返還請求（11,020 円）

請求人が返還請求の対象としている本件各支出については、当該支出を減額する収支報告書
の訂正及び返還が平成 26 年 4 月 11 日に行われたため、請求人の返還請求は、その前提を欠く
こととなっています。

(3) 山口英治議員に係る返還請求（11,000 円）

請求人が返還請求の対象としている本件各支出については、当該支出を減額する収支報告書
の訂正及び返還が平成 26 年 4 月 11 日に行われたため、請求人の返還請求は、その前提を欠く
こととなっています。

(4) 大原智議員に係る返還請求（94,490 円）

ア 平成 24 年 5 月 31 日及び 6 月 1 日に係る清須市及び津島市視察（宿泊費用及びタクシー代）
11,100 円

(ア) 請求人が返還請求の対象としているタクシー代 2,300 円のうち、清須駅から清須市役

所までのタクシー代 500 円を除くものについては、当該支出 1,800 円を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成 26 年 4 月 11 日に行われました。

- (イ) 宿泊費用 8,800 円及びタクシー代 2,300 円については、請求人は、泊まり込みでの視察の必要性及びタクシーを利用した理由が明らかではなく、「津島市の視察時間はあったのか、公費の浪費である」と主張します。このうちタクシー代については、(ア)記載のとおり 1,800 円が返還されているため、清須駅から清須市役所までの経路に係るタクシー代 500 円について判断します。

同議員の説明によれば、視察日程が 2 日間にわたったことについては、視察先である清須市及び津島市との日程調整により、受け入れ時間が清須市 5 月 31 日 13 時 30 分、津島市 6 月 1 日 10 時と 2 日間に分かれたことによるものであるとし、清須駅から清須市役所までタクシーを利用したことについては、当該区間のバスの本数が減少している時間帯において効率的に動くためであったとしています。また、津島市の視察については、現地において、10 時から 11 時 30 分の 1 時間半を使って、視察及び当局との意見交換を行ったとしています。

請求人の主張は、具体的な根拠に基づくものではなく、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

- イ 平成 24 年 8 月 20 日及び 21 日に係る研修会参加（タクシー代）2,180 円

請求人は、タクシー利用の理由が説明されていないと主張しますが、同議員の説明によれば、会場と宿泊先が離れており、この宿泊先を基点として移動したため、多くの距離がかかり、最寄りの公共交通機関が使えなかったためとしています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

- ウ 平成 24 年 10 月 10 日及び 11 日に係るフォーラム参加（タクシー代）3,400 円

請求人は、タクシー利用の理由が説明されていないと主張しますが、同議員の説明によれば、会場と宿泊先が離れており、この宿泊先を基点として移動したため、多くの距離がかかり、効率的に動くため、利用したとしています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

エ 平成 25 年 1 月 14 日及び 15 日に係る柏市視察費用 37,480 円

(ア) 請求人が返還請求の対象としている柏市視察費用のうち、宿泊費用については、当該支出 7,700 円を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成 26 年 4 月 11 日に行われました。

(イ) 交通費 29,780 円については、請求人は、柏市視察の日程が示されておらず、視察を行ったのかどうか確認できないと主張しますが、同議員より、西宮市議会議長から柏市議会議長宛の「行政視察依頼書」の控えが提出されています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

オ 平成 25 年 1 月 23 日及び 24 日に係る講座受講（宿泊費用及びタクシー代）10,640 円

請求人が返還請求の対象としている本件各支出については、当該支出を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成 26 年 4 月 11 日に行われました。

カ 平成 25 年 2 月 7 日及び 8 日に係る講座受講（タクシー代）1,540 円

請求人は、タクシー利用の理由が説明されていないと主張しますが、同議員の説明によれば、当会場で研修を受けるのが初めてであり、公共交通機関を利用し、同会場を探すとなると、受付開始時間に間に合うか不安があったためとしています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

キ 平成 25 年 2 月 14 日及び 15 日に係る講座参加（宿泊費用及びタクシー代）17,040 円

請求人が返還請求の対象としている本件各支出については、当該支出を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成 26 年 4 月 11 日に行われました。

ク 平成 25 年 2 月 18 日及び 19 日に係る研修参加（宿泊費用及びタクシー代）11,110 円

請求人が返還請求の対象としている本件各支出については、当該支出を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成 26 年 4 月 11 日に行われました。

以上のとおり、ア(ア)、エ(ア)、オ、キ及びクに係る支出については、計48,290円を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成26年4月11日に行われたため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。その余の支出については、前記のとおり政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

(5) 上向井賢二議員に係る返還請求(402,898円)

ア 平成24年10月10日～12日に係る全国都市問題会議出席(宿泊費用)8,925円

請求人は、前泊の理由が示されていないので、1日分の宿泊費は認められないと主張しますが、同議員の説明によれば、盛岡市での研修であり、盛岡花巻空港は小規模な空港であることから、飛行機の発着便数が極めて少ないため、チケットの入手がかなわず、新大阪から新幹線の乗り継ぎをした場合、所要時間は約6時間となり、朝から当日の講演に間に合わせるのには困難としています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

イ 市政報告「こもれび」19号印刷費外(半額)393,973円

請求人は、神戸地裁判決が議会報告の内容に「政務調査とは離れた議員個人の意見表明等」がある場合、政務調査費が充当できるのは半額であるという判断が示されており、「こもれび」の紙面でもそうした指摘が当てはまるので、総費用の半額を返還しなければならないと主張します。

しかし、同議員の説明によれば、「こもれび」の記載記事の選定については、議会において取り上げるべきと思うものを選んでおり、個別の論点についても議会での一般質問を予定しているなどの説明を行っています。これに対し、請求人は、「こもれび」の紙面について、政務調査と関連のない点を具体的に指摘しているわけではなく、事案を異にする事例について神戸地裁判決が述べた個別の判断を援用するのみです。

したがって、請求人は、本件経費を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

(6) 大石伸雄議員に係る返還請求 (35,560 円)

ア 平成 24 年 6 月 16 日外に係るフォーラム等参加交通費 (タクシー代) 10,230 円

請求人は、タクシー利用の根拠が示されていないので、支出は認められないと主張しますが、同議員の説明によれば、6 月 16 日及び 10 月 3 日については、公共交通は、地下鉄のみで駅からの距離があるため往復で使用し、10 月 30 日については、資料等携行品が多いため駅までの距離を考え往復で使用したとしています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

イ 平成 24 年 10 月 17 日～19 日に係る東京ビッグサイト視察 (宿泊 1 日分及びタクシー代) 25,330 円

請求人は、日程が不明であり、タクシー利用の理由も明らかでないとして、1 泊分の宿泊費用及びタクシー代の支出は認められないと主張しますが、同議員からは、本件視察の 10 月 17 日から同月 19 日までの日程資料が提出されています。また、同議員の説明によれば、会場までは距離があり、バスの本数が少なく、資料等携行品が多いためタクシーを利用したとしています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(7) 中川経夫議員に係る返還請求 (678,707 円)

ア 事務所関係費用全額 678,707 円

請求人は、同議員の事務所は自由民主党西宮支部であるなどとして、当該事務所関係経費は、政党本来の活動に属する経費として、経費の半額充充分である 678,707 円の支出もできないと主張します。

しかし、同議員の説明によれば、自由民主党に入党し、同党西宮支部長に就任したのは平成 25 年 4 月 20 日であり、同議員が兵庫県選挙管理委員会に提出した「届出事項の異動届」の写しにおいても、同党西宮支部長の異動年月日は、同日とされており、請求人が返還請求の対象とする平成 24 年度において、同事務所が専ら政党活動のためのものであったことについては、何ら根拠が示されていません。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

(8) やの正史議員に係る返還請求（54,300円）

請求人が返還請求の対象としている本件各支出については、当該支出を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成26年4月8日に行われたため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

(9) 吉岡政和議員に係る返還請求（720,000円）

ア 平成24年4月～平成25年3月事務所家賃（半額）630,000円

請求人は、神戸地裁判決が「議員個人が賃借している事務所は、通常、政務調査活動のほか多岐にわたる議員活動の拠点として利用されるものと考えられ」との記述から、事務所費全額の支出は認められず、半額充当が妥当であると主張します。

しかし、同議員の説明によれば、政治活動用には別に事務所を借り、当該事務所と政務活動事務所を使い分けており、市民からの相談についても事前にその内容を相談者に確認して、市政に関係のない内容の相談であれば、政治活動事務所で行っているとしています。これに対し、請求人からは、前記主張以外の具体的な指摘がなされているわけではありません。

したがって、請求人は、本件経費を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

イ 平成24年4月～平成25年3月事務員給与90,000円

請求人が返還請求の対象としている本件支出については、当該支出を減額する収支報告書の訂正が平成26年4月30日に行われました。これにより、支出合計金額が2,296,747円となりましたが、なお収入額（政務調査費充当額）1,800,000円を超過しているため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

(10) 今村岳司議員に係る返還請求（682,020円）

ア チラシ印刷代（半額）367,500円

請求人は、当該チラシは、全身写真や顔写真が多用されており、全額支出は認められず、

半額充当が妥当と主張しますが、同議員の説明によれば、全身写真、顔写真の面積は、全体の4分の1にも満たず、目立つような工夫はしてあるが、「多用」と言われるほどでもなく、内容を補完し、読者の注意をよぶために必要な最小限度であり、半額充当にすべき程度にはないとしています。

請求人は、「全身写真や顔写真が多用されて」いるとするのみで、選挙活動や政党活動など政務調査活動に当たらない部分が掲載されていることの具体的指摘はなされていません。

したがって、請求人は、本件経費を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

イ 平成24年4月15日外に係る若手政治勉強会交通費 314,520円

請求人が返還請求の対象としている本件支出については、314,520円を減額する収支報告書の訂正が平成26年5月15日に行われ、支出合計金額1,950,375円が1,635,855円になりました。これにより、支出額が収入額（政務調査費充当額）1,800,000円を164,145円下回ることとなりますが、収入額についても164,145円を減額する収支報告書の訂正及び同額の返還が行われたため、収支報告書において過不足は生じず、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

(11) 岩下彰議員に係る返還請求（559,784円）

ア 平成24年6月30日～7月3日に係る栃木県及び福島県視察（宿泊費用及びタクシー・駐車場代）15,160円

(ア) 請求人が返還請求の対象としている駐車場代については、当該支出1,900円を減額する収支報告書の訂正が平成26年5月20日に行われました。

(イ) 宿泊費用及びタクシー料金については、請求人は、「日程が不明だが、記録によると、6月30日14時50分入庫 那須ホテル泊 会津ホテル泊 7月2日伊丹空港から帰宅 7月3日15時14分出庫となる。以上から、6月30日の宿泊費用、及びタクシー・駐車場代の支出は認められない。」と主張します。なお、このうち駐車場代については、(ア)記載のとおりです。

同議員の説明によれば、6月30日は、神戸で面談があり、その後空港へ移動し、活動内容のとおり、行動したものであり、帰りは遅くなり、タクシーを利用したとしてい

ます。また、栃木県那須市、福島県会津方面から郡山市、福島市、相馬市、南相馬市、飯舘村において同議員が行った放射線量の測定状況についても説明がなされています。

これに対し、請求人の前記主張は、具体性を欠いたものであって、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

イ 平成24年9月29日～10月1日に係る岩手県視察 128,764円

請求人は、「2泊で3万円を超える花巻温泉に泊まっている。しかもその成果は不明である。観光旅行なら自費で行くべきであり、全支出を認めることは出来ない。」と主張しますが、同議員の説明によれば、岩手県内の各地で放射線測定器をもって放射線量を測定したとしています。また、当時、瓦礫処理の受入れを西宮市長が表明していたという状況であったことや花巻市方面、北上市、奥州市、一関市、釜石市、大船渡市、陸前高田市等の各地を回った測定状況などについても説明がなされています。

これに対し、請求人の前記主張は、具体性を欠いたものであって、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

ウ 平成24年5月8日～10日に係るセミナー参加（宿泊費用及び諸雑費）12,600円

(ア) 請求人が返還請求の対象としている宿泊費用8,300円及び駐車料金2,000円については、当該支出合計額10,300円を減額する収支報告書の訂正が平成26年5月20日に行われました。

(イ) 高速道路の通行料について、請求人は、自家用車で空港へ行ったことを問題とし、根拠がないと主張しますが、手引き 5(1)「留意事項」エによれば、自家用車の利用について、「経済性、利便性などから必要性の合理的説明が可能な場合で、ガソリン代・通行料・駐車料の金額が明確なものは充当可能とします。」と規定されており、研修・会議費の旅費についても同様です。また、ボールペン購入費についても、請求人は、「セミナー参加に筆記用具を持たずに行くのか」と論難するのみであり、何れの経費についても政務調査費対象外の支出であることの具体的な指摘はありません。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動の

ための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

エ 平成24年5月15日～17日に係る地方自治経営学会研究大会参加(前泊費用及び通行料・駐車場代)13,300円

請求人は、「空港まで公共交通機関を利用すべきであり、通行料及び駐車料金の支出は認められない。15日は半日以上自由時間があり、私用もこなせたはずだから、その日の宿泊費用は認められない。」と主張します。

しかし、自家用車の利用に係る通行料及び駐車料金については、ウ(イ)のとおりであり、また、同議員の説明によれば、「通行料、駐車場代は、移動の時間短縮」であるとしており、前泊費用についても、当該研究大会が5月16日午前9時30分から東京都千代田区の会場で開催されたことから、同月15日から宿泊したことに合理性・必要性がないともいえません。また、前日に私用をこなせる時間があったか否かは、前泊費用を充当することの適否の判断を左右するものではありません。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

オ 平成24年7月17日及び18日に係る講座参加(宿泊費用及び駐車料金)9,500円

請求人が返還請求の対象としている本件各支出については、当該支出を減額する収支報告書の訂正が平成26年5月20日に行われました。

カ 平成24年7月31日～8月2日に係るセミナー参加(宿泊費用及び駐車料金)10,935円

請求人は、「1日10時半開始なので、前泊の必要なし。駐車料金も認められない。」と主張しますが、同議員の説明によれば、駐車料金は、時間短縮のためであるとしており、また、当該セミナーは、8月1日午前10時30分から東京都千代田区の会場で開催されており、7月31日から宿泊したことをもって社会通念上、相当性を欠くとはいえません。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

キ 平成24年8月19日～22日に係る講座参加費用89,800円

(ア) 請求人が返還請求の対象としている8月19日の宿泊費用9,135円、8月21日の宿泊費用9,135円及び駐車料金2,400円については、当該支出合計額20,670円を減額する収支報告書の訂正が平成26年5月20日に行われました。

(イ) 当該講座受講料30,000円及び8月20日の宿泊費用8,050円について、請求人は、「受講したかどうか疑わしく、ずさんな公費の乱費は認められない。」と主張しますが、本件経費は、8月20日から同月21日に開催された議会と行政の役割に関連する講座の負担金及び同講座受講に伴う宿泊費用であり、何れの経費についても、請求人の前記主張をもっては、これらの経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

(ウ) 請求人が返還請求の対象としている交通費31,080円については、西宮市から横浜市の往復交通費に相当する金額29,200円に充当額を変更(1,880円減額)する旨の収支報告書の訂正が平成26年5月20日に行われました。したがって、以下では、西宮市から横浜市までの往復交通費の充当について判断します。

(イ)に記載のとおり、当該講座は、議会と行政の役割に関連するものであり、その受講会場への交通費を充当したことについては、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情が明らかになっているとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

ク 平成24年10月24日～27日に係る講座参加及び山形県視察(講座費用以外全て)53,090円
請求人は、「講座は盛岡市で25日午後1時半から26日午後6時20分までであり、1泊2日にすぎない。その余については日程も不明であり、支出は認められない。」と主張しますが、同議員の説明によれば、「研修の機会を活用して、(中略)山形県、宮城県、岩手県の各地を回り、放射線量の測定を行った。山形市、尾花沢市、栗原市、大崎市、盛岡市等の各地を回った。」としており、測定状況についても説明がなされています。

これに対し、請求人の前記主張は、具体性を欠いたものであって、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

ケ 平成 25 年 1 月 15 日～17 日に係るセミナー参加（宿泊費及び駐車料等）15,520 円

(ア) 請求人が返還請求の対象としている 1 月 16 日の宿泊費用 11,600 円、1 月 17 日の都内移動に伴う交通費 820 円及び駐車料金 2,000 円については、当該支出合計額 14,420 円を減額する収支報告書の訂正が平成 26 年 5 月 20 日に行われました。

(イ) 通行料 1,100 円について、請求人は、「空港までの自家用車関係費用は認められない。」と主張しますが、ウ(イ)に記載したとおり、自家用車の使用に伴う通行料であるとの一事をもって、当該経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情が明らかにされたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

コ 平成 25 年 2 月 3 日～5 日に係る講座受講（宿泊費用及び駐車料金など）16,115 円

請求人は、「4 日 10 時開始なので前泊の必要性なし。空港まで自家用車で行くことは認められない。ペンは持参するのが当然。1 泊分の費用及び通行料、駐車料金、3 色ペンの支出は認められない。」と主張しますが、同議員の説明によれば、通行料及び駐車料金は、時間短縮のためであるとしており、また、当該講座が 2 月 4 日午前 10 時から東京都千代田区の会場で開催されたことから、2 月 3 日から宿泊したことをもって社会通念上、相当性を欠くとはいえません。また、ボールペン購入費についても、請求人は、「ペンは持参するのが当然」と論難するのみで、政務調査費対象外の支出であることの具体的な指摘はありません。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

サ はがき購入 195,000 円

請求人は、本件はがき購入は、通常のはがきではなく、年賀はがきを購入したものであると主張します。手引き 4(3)「政務調査費で支出できない経費」において、年賀はがきの購入は、交際費的な経費として充当できないこととされています。

しかし、同議員の説明によれば、当該領収書に係るはがきは、通常のはがきであり、請求人が資料として提出した年賀はがきは、政務調査費を充当したものではないとしています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

以上のことから、ア(ア)、ウ(ア)、オ、キ(ア)及び(ウ)(減額された1,880円の部分に限る。)並びにケ(ア)に係る支出については、計58,670円を減額する収支報告書の訂正が平成26年5月20日に行われました。これにより、支出合計金額が1,726,792円となりましたが、なお収入額(政務調査費充当額)1,680,000円を超過しているため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。その余の支出については、前記のとおり政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

(12) 中尾孝夫議員に係る返還請求(1,320,000円)

ア 平成24年4月～平成25年3月臨時職員賃金(半額)330,000円並びに事務機器使用料及び事務所賃貸借料(半額)600,000円

請求人は、神戸地裁判決記載のとおり「臨時職員賃金及び事務所賃貸料・事務機器使用料については、全額の支出は認められない。半額が妥当である。」と主張します。

しかし、同議員によれば、「政務調査事務所での活動は、その用途のみに設置・雇用しているものであり、他の用途(後援会活動、行政書士活動等)は、他の場所に設置・雇用しており、明確に区分している。政務調査事務所での臨時職員には、政務等報告、広報、政策等要望・意見聴取等といった「政務調査費運用に関する手引き」に記載されている政務調査活動に限定した業務内容に従事させている。平成24年度は、9回の市政報告(定例報告3回、特別報告6回)の作成・配布、91件の要望・意見聴取とその処理にのみ従事させ、他の用途には一切従事しないよう厳命している。また、政務調査事務所及び他の用途事務所は、山口町下山口4丁目230番地上及び山口町下山口4丁目21番20号にそれぞれ現存しており、客観的に現認することができる。」と具体的に説明しています。

これに対し、請求人からは、一般論以上の具体的な指摘がなされているわけではありません。

したがって、請求人は、本件経費を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

イ 小曽根事務所賃貸借料半額390,000円

請求人は、当該事務所について「集合ポストにも戸口にも何も記載がなく、使用実態が不明であり、半額支出も認められない。」と主張します。

同議員の説明によれば、「小曽根町事務所は、地勢的・地理的条件から山口町事務所とは別

に設置しているものであるが、当該事務所では、政務調査活動以外に後援会活動、行政書士活動等を行っている。「政務調査以外の用途に使用している場合は、支出額の2分の1を上限として充当できる」との「政務調査費運用に関する手引き」の規定に基づき、半額を政務調査費経費に充当しているものである。当該事務所は、不特定の人々が来所する目的のもではなく、請求人の指摘は失当である。」としています。

これに対し、請求人は、当該事務所が政務調査活動に使用されていないことについて、具体的指摘を行っていません。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(13) 和田とよじ議員に係る返還請求(668,077円)

ア 市政報告8号印刷製本費外(半額)329,786円及び市政報告9号印刷製本費等外(半額)302,746円

請求人は、前者について「紙面を見ると、全身写真や顔写真が多用されており、全額支出は認められない。半額が妥当。」とし、後者については、「紙面を見ると、半身写真や顔写真が多用されており、全額支出は認められない。半額が妥当。」と主張しますが、同議員の説明によれば、「写真の大きさが社会的に認容されず、過度に相当の範囲を超えている大きさの場合等でなければ、通常は許されるものと解して」いるとしています。

請求人は、「全身(半身)写真や顔写真が多用されて」いるとするのみで、選挙活動や政党活動など政務調査活動に当たらない部分が掲載されていることの具体的指摘はなされていません。

したがって、請求人は、本件経費を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

イ ノートパソコン外(半額)35,545円

請求人は、「パソコンとソフトを別々に買っているが一体のものであり、備品台帳を作成し、按分すべきものを故意に怠っている。全額の支出は認められない。半額返還。」と主張します。

しかし、同議員の説明によれば、本件ノートパソコン購入時には、従来から使用していた

オフィスソフトを使用していたものの、同ソフトでは、市当局から提供を受けたファイルデータが適切に表示されなかったことなどから、約8か月後にマイクロソフトのオフィスソフトに買い替えたものであって、パソコンとソフトのセット購入ではなく、また、同議員の自宅には、別にノートパソコンがあり、本件パソコンは政務調査専用であるとしています。

本件パソコンとオフィスソフトの購入時期に約8か月の期間があることは、添付されている領収書からも明らかであり、パソコンとオフィスソフトが一体のものであるとの請求人の主張には、具体的根拠が示されていません。

したがって、請求人は、本件経費を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

(14) 長谷川久美子議員に係る返還請求(43,410円)

- ア 平成24年7月21日及び22日に係るセミナー参加(1日分の宿泊費用)12,100円、同年9月14日及び15日に係るワークショップ参加(宿泊費用)10,000円並びに平成25年1月14日及び15日に係る講座受講(宿泊費用)10,000円

請求人は、何れの経費についても前泊の理由がないと主張しますが、同議員の説明によれば、「参加する研修が東京都内で受け付け開始が午前9時30分から始まる講座である」としています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

- イ 平成24年8月4日及び5日に係る全国フェミニスト議員連盟合宿参加(宿泊費及びタクシー代)11,310円

請求人は、「宿泊及びタクシー利用の理由がないので、支出は認められない。」と主張しますが、同議員の説明によれば、「松山泊は、1日目の研修終了後に松山市から帰宅することが困難であったため。翌日のタクシー利用についても、地理不案内のため」としています。

したがって、請求人は、本件経費を充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

以上のとおり、請求人が返還を求める政務調査費について、違法又は不当な支出であり、返還を要するという請求人の主張には、理由がないものと判断します。

第4 監査委員の意見

監査結果は上記のとおりですが、これに関連して、次のとおり意見を付します。

「第3、2 監査委員の判断」において述べたとおり、前泊料金及びタクシー代の経費については、手引きにおいて具体的な基準が定められていません。

政務活動費にあっても、政務調査費と同様に、その用途に関して市民への説明責任を果たし、透明性の確保に努める必要があります。タクシーの利用について一義的な基準を定めることには困難な面もあると考えられますが、用務の前日の宿泊費用を充当することができるのは、どのような場合かについては、具体的な基準の作成について検討されることを要望します。

別表

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
(1)大川原成彦	返還請求金額 85,000 円	
	<p>ア 4月24・25日：宿泊費用及び手土産代 10,140 円</p> <p>文京区視察とあるが、その証拠がない。宿泊は2人1室とあるが、誰か同伴者がいたのではないか。洋菓子店の領収書の日付けが4月27日となっている点からも、視察が架空であったことを示している。「調査研究費運用の手引」冒頭に、「市民への説明責任を果たす観点から、透明性の確保が求められています」とあり、証明のない支出は認められない。</p>	<p>4月24日の文京区視察は公式に行われたものである。</p> <p>添付書類：文京区議会議長宛の「行政視察依頼書」</p> <p>宿泊費8,900円は充当を取り下げる。</p> <p>洋菓子店の領収証は錯誤につき、手土産代1,240円は充当を取り下げる。</p>
	<p>イ 6月8・9日：シンポジウム受講（宿泊費及び9日の交通費） 9,320 円</p> <p>9日の日本再建イニシアティブのシンポジウムが開催されたのか明らかでない。宿泊（2人1室とある）の必要性及び9日の交通費支出の必要性が証明されていないので、その支出は認められない。</p>	<p>6月9日の日本再建イニシアティブのシンポジウムは開催され公式サイトに掲載されている。</p> <p>添付書類：日本再建イニシアティブのサイト写し、申し込みの控え、入場券の控え、当日配布の資料</p> <p>宿泊費9,000円は充当を取り下げる。</p>
	<p>ウ 8月19～21日：自治政策講座受講（19日の宿泊費） 10,000 円</p> <p>前泊の理由が示されていないので、宿泊費の支出は認められない。</p>	<p>宿泊費10,000円は充当を取り下げる。</p>
	<p>エ 2013年1月15・16日：視察及び受講（視察交通費及び宿泊費用） 10,540 円</p> <p>15日に柏市視察、16日にNOMA講座受講を行ったようであるが、柏市視察の証拠がないし、NOMAの領収書は1月15日となっている。日程が不明瞭であり、支出の信頼性が疑われる。宿泊の必要性が証明されていないので、その費用の支出は認められない。</p>	<p>1月15日の柏市視察は公式に行われたものである。</p> <p>添付書類：柏市議会議長宛の「行政視察依頼書」</p> <p>NOMAの領収書にも記載のとおり、振り込みによる事前の支払いにつき、先方の受領入金処理した日付が1月15日ということである。</p> <p>宿泊費10,000円は充当を取り下げる。</p> <p>添付書類：NOMA行政管理講座開催案内</p>
	<p>オ 2月4～7日：講座・セミナー受講（自治政策特別講座受講料半額及び宿泊費用） 45,000 円</p>	

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	自治政策特別講座は2日目欠席をしているので半額は返還しなければならない。3連泊したようであるが、領収書には「2月4日泊」となっており、内訳がないので認められない。	2日目も出席している。 添付書類：講座修了証、当日配布の資料 宿泊費 30,000 円は充当を取り下げる。
(2)山田ますと	返還請求金額 11,020 円 2013 年 1 月 23・24 日：講座受講（宿泊費用及びタクシー代） 11,020 円 前泊のようであるが、その理由が示されていないので、宿泊費の支出は認められない。	4 月 11 日、収支報告書を訂正のうえ、対象額 11,020 円を返還した。
(3)山口英治	返還請求金額 11,000 円 2013 年 1 月 23・24 日：講座受講（宿泊費用） 11,000 円 前泊のようであるが、その理由が示されていないので、宿泊費の支出は認められない。	4 月 11 日、収支報告書を訂正のうえ、対象額 11,000 円を返還した。
(4)大原智	返還請求金額 94,490 円 ア 5 月 31・6 月 1 日：清須市・津島市視察（宿泊費用及びタクシー代） 11,100 円 泊まり込みでの視察の必要性、タクシー利用の理由が明らかでない。名鉄の領収書は 6 月 1 日 9 時 8 分と 11 時 52 分とあるが、津島市の視察時間はあったのか、公費の浪費である。	視察日程の指摘については、先方との日程調整において受け入れてくださる時間が、清須市 5 月 31 日 13 時 30 分、津島市 6 月 1 日 10 時と 2 日間に分かれたためです。 また、移動時に購入した切符に印字された時刻で、津島市の視察時間がなかったのではとの指摘については、上記のとおり、現地において、10 時から 11 時 30 分の 1 時間半を使って、視察及び当局との意見交換を行っており、公費の浪費との指摘はあたらないと考えます。 テーマとしては、「介護ボランティアポイント制度」の視察であり、その後、議会にて何度も取り上げていることを付け加えておきます。 タクシーについては、清須駅から清須市役所まで、利用した 500 円は、バスの本数が減少している時間帯であったため、効率的に動くために利用したものです。 (2 回分 1,800 円は、4 月 11 日に返還済み。)

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	イ 8月20・21日：研修会参加（タクシー代）2,180円 タクシー利用の理由が説明されていない。公共交通機関を利用しなかった理由は。	セミナー実施会場と、宿泊先が離れており、この宿泊先を基点として移動したため、多くの距離がかかり、最寄りの公共交通機関が使えなかったためです。
	ウ 10月10・11日：研究フォーラム参加（タクシー代）3,400円 タクシー利用の理由が説明されていない。公共交通機関を利用しなかった理由は。	セミナー実施会場と、宿泊先が離れており、この宿泊先を基点として移動したため、多くの距離がかかり、効率的に動くため、利用したものです。
	エ 2013年1月14・15日：柏市視察費用37,480円 1泊2日で柏市を視察したようであるが、日程が示されていない。視察を行ったのかどうか確認できないので、視察費用の支出は認められない。	視察日程が不明との指摘であるが、資料の添付漏れのため、議会事務局の発行した議長名での柏市への依頼書を追加で添付します。 また、その内容は、スポーツ振興についての先進市の取り組みを学んだものであり、議会で取り上げ続けたことで、新年度予算にも反映されるなど、意義のある視察であった。 (前泊の宿泊費7,700円は、4月11日に返還済み。)
	オ 1月23・24日：講座受講（宿泊費用及びタクシー代）10,640円 前泊の理由がなく、タクシー利用の理由も説明されていない。どちらの支出も認められない。	(10,640円は、4月11日に返還済み。)
	カ 2月7・8日：講座受講（タクシー代）1,540円 タクシー利用の理由が説明されていない。公共交通機関を利用しなかった理由は。	当会場にて、研修を受けるのが初めてであり、公共交通機関を利用し、同会場を探すとすると、受付開始時間の9:30に間に合うか不安があったため。
	キ 2月14・15日：講座参加（タクシー代と宿泊費用）17,040円 タクシー利用及び前泊の根拠が示されていないので、タクシー代と宿泊費用は認められない。	(17,040円は、4月11日に返還済み。)

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	ク 2月18・19日：研修参加（タクシー代と宿泊費用） 11,110円 タクシー利用及び前泊の理由が説明されていない。タクシー代と宿泊費用は認められない。	（11,110円は、4月11日に返還済み。）
(5)上向井賢二	返還請求金額 402,898円	
	ア 10月10～12日：全国都市問題会議出席（宿泊費用） 8,925円 前泊費用を計上しているが、その理由が示されていないので、1日分の宿泊費は認められない。	【 】前泊の可否について 東北の盛岡市で研修が開催されることから、常識的には交通手段は飛行機を選択します。 ところが最寄りの盛岡花巻空港は小規模な空港であることから、飛行機の発着便数が極めて少ないことから、チケットの入手がかなわず新幹線の乗り継ぎとなりました。 飛行機では伊丹から盛岡花巻空港まで約1時間10分でいけるところが、新大阪から新幹線の乗り継ぎでの所要時間は約6時間となります。 当日の講演に間に合わせるために、新幹線の乗り継ぎでは物理的に困難です。遅れて参加するにしても体力的にも行き着くだけで疲弊し、講演どころではなくなることから、前泊は至極妥当な選択であると考えます。
	イ 8月10日：こもれび19号印刷費（半額） 92,631円、9月27日：同メイリング費用（半額） 108,847円、9月30日：同ポスティング費用（半額） 30,579円、12月26日：こもれび20号印刷費（半額） 89,775円、2013年1月10日：同ポスティング費用（半額） 52,710円、2月7日：同宅配便費用（半額） 19,431円 小計：393,973円 神戸地裁判決 35・36 ページ記載のとおり、議会報告の内容に「政務調査とは離れた議員個人の意見表明等」がある場合、政務調査費が充当できるのは半額であるという判断が示されている。「こもれび」の紙面でもそうした指摘が当てはまるので、総費用の半額を返還しなければならない。	【 】市政報告の掲載記事の妥当性について 1. 巻頭の歴史的史実の記載についての考え方 現在、私は市民文教常任委員会に所属しており、西宮市の教育行政全般に深く携わっています。 私は常々、現在の西宮市教委においては教育基本法の目標とする価値と異なる教育がおこなわれていると考えており、この問題を西宮市における重要な政策課題と捉えています。

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
		<p>そこで、この問題を是正するために、一見遠回りのように見えますが、私の市政報告において、教育基本法の目標にそった記事を記載し、民主主義における手続きに基づき私の重要と考える政策課題が是正できるように毎号掲載しております。</p> <p>記載記事の選定については、議会において私を取り上げるべきと思うものを選んでおります。また記事を基に私の質問についての背景や思いを伝え、市政における私の政治活動をより深く市民にお伝えできるように工夫をしているところです。</p> <p>2.各号の記事についての補記 <19号記事に関して></p> <p>1p.まず東日本大震災にて多大な義援金等で支援して頂いた台湾に触れることは、日本国としても、阪神大震災を経験した西宮としても、極めて至極当然の感情です。</p> <p>台湾には日本統治時代の建物が今もって多く存在するなど、台湾と日本の繋がりは古く切り離せないものです。</p> <p>明治、大正、昭和の時代にはたくさんの日本人(教育・技術者・医者・官僚)が台湾に渡り、台湾発展のために身命を賭して尽力されました。それらの功績から今もって台湾では、当時活躍された日本人が教科書に掲載され学校で教えられています。また現地では毎年大事に祀られています。残念ながら、これらの事実を日本人のほとんど知らない。そのため私達は先人たちの活躍を後世に伝えていくべきであると考えています。</p> <p>(Vol.18号で台湾での日本人「八田與一」の偉業について記載しています。)</p> <p>教育、国際交流の観点からも、今後関連の質問を予定しています。</p> <p>4p.民主党時代、社会保障と税の一体改革が可決され、消費税引き上げの工程表が作られましたが、年金をはじめとする社会保障のあり方が示されませんでした。どのように我々の日常生活が変わるのか市政で質問を予定していましたが、政権が交代し、その機会をのがしました。</p>

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
		<p>機会があれば質問を行うつもりです。</p> <p><20号記事に関して></p> <p>1p. 先の大戦の引き上げ過程において、引揚者がいかに困難に遇したかを述べた歴史の記事であり、教科書では一切記載されていません。また満州国の溥傑の娘・嬌生さんが現在も西宮市に在住されていることは、西宮の誇る歴史的資産であるとの観点からと掲載しました。</p> <p>今後も教育委員会、広報課、情報公開課に歴史、歴史的資産という観点から一般質問を予定しています。</p> <p>4p. 自然エネルギーについて中部電力武豊発電所を視察調査した結果を、市政報告という形で記載しています。自然エネルギーは天気などに大きく作用され、現実的にはほとんど需要を満たすことができないということを検証してきました。</p> <p>西宮市でも大規模な太陽光発電を取り入れているが、費用対効果で有効かどうか。環境局に対して一般質問を予定しています。</p> <p><結論></p> <p>今回のオンブズマンの指摘は、極めて画一的な合理性のみが優先されており、大変荒っぽいものであり、その方法には大いに疑問を抱くところです。</p> <p>彼らが主張している政務調査費の冗費削減という目的を大きく逸脱しており、市政における、政治に携わる者の政治姿勢を否定するものであり、政治家としての全人格を全面的に否定、抹殺するものであると考えます。果たしてオンブズマンにそこまでの権限があるのだろうかとはなはだ疑問であり、議員の活動を大きく狭め、縛るものであると断じざるをえません。</p> <p>国の施策の具現化こそが地方自治体の行う施策の基本であり、それらに沿う議員活動は当然政務調査の目的にかなうものであると考えます。</p> <p>参考資料 平成16年4月14日東京高等裁判所（栃木県）</p>
(6)大石伸雄	返還請求金額 35,560円 ア 6月16日:防災フォーラム参加交	

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	<p>通費（タクシー代） 3,070 円、 10月3日：防災フォーラム参加交通費（タクシー代） 2,860 円、 10月30日：サミット参加交通費（タクシー代）4,300 円 小計：10,230 円</p> <p>フォーラム参加にタクシーを利用しているが、その根拠が示されていないので、支出は認められない。</p>	<p>公共交通は、地下鉄のみで駅からの距離があるため往復で使用しました。</p> <p>公共交通は、地下鉄のみで駅からの距離があるため往復で使用しました。</p> <p>資料等携行品が多いため駅までの距離を考慮往復で使用しました。</p>
	<p>イ 10月17日～19日：東京ビッグサイト視察（宿泊1日分とタクシー代） 25,330 円</p> <p>2泊3日の視察のようだが日程が不明である。2泊も必要か、タクシー利用の理由も明らかでない。1泊分の費用とタクシー代の支出は認められない。</p>	<p>本視察の「危機管理産業展 2012」は、10月17日～19日の3日間にわたる展示とシンポジウムやセミナーがあり非常に盛りだくさんで有意義な内容でした。提出した報告書には3日間の資料も添付しております。ゆえに宿泊費は2泊としたものです。</p> <p>また、タクシー代については、距離がありバスの本数が少なく資料等携行品が多いため使用させていただきました。</p> <p>添付資料：10月17日～19日の日程のわかる資料</p>
(7)中川経夫	<p>返還請求金額 678,707 円</p> <p>ア 4月27日～2013年4月2日：事務所関係費用全額 678,707 円</p> <p>新聞「自由民主」によると、中川事務所は自民党西宮支部となっている。また、事務所には自民党総裁安倍晋三のポスターが掲示されている。「手引き」には、政党本来の活動に属する経費として、政党活動のための事務所の経費が支出できない経費として指摘されている。</p>	<p>自由民主党に入党し、西宮支部長に就任したのは平成25年（2013年）4月20日であり、監査請求の対象期間よりあとになるので、請求人の主張には根拠がない。（証拠書類「届出事項の異動届」添付）</p> <p>なお、手引きは「政党本来の活動に属する経費として政党活動のための事務所の経費は支出できない」としているが、事務所費はすでに按分しており、実態として政務活動を主たる使用目的としているので、按分することも許されないと、という請求人の解釈は成り立たないと考える。</p>
(8)やの正史	返還請求金額 54,300 円	

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	<p>8月10・11日：講演会参加（宿泊費用） 6,300円 11日の講演会は午後1時半開始であり、 前泊の必要はなく、宿泊費の支出は認めら れない。</p> <p>10月11～13日：全国都市問題会議出席（10 日の宿泊と12日の支出） 42,500円 3泊しているが日程不明。前泊の費用と 12日の宿泊を含む支出は認められない。</p> <p>2013年1月6日：出初式出席費用 1,220 円、1月14日：成人式出席 2,500円、3 月20日：鳴尾東保育所開所式：1,780円 小計：5,500円 いずれもタクシーを利用しているが、そ の根拠が明らかでない。また儀礼的な出席 であり、支出は認められない。</p>	<p>4月8日、別添のとおり収支報告書を訂正の うえ、対象額54,300円を返還した。</p>
(9)吉岡政和	<p>返還請求金額 720,000円</p> <p>ア 4月6日・5月1日・5月29日・6月 29日・7月31日・8月30日・9月28 日・10月31日・11月30日・12月28日・ 2013年1月31日・2月28日：4月～2013 年3月事務所家賃（半額） 63万円 神戸地裁判決 39・40 ページ記載のと おり、事務所費全額の支出は認められない。 半額が妥当。</p> <p>イ 5月20日～各月20日～2013年4月20 日：4月～2013年3月事務員給与 9万 円 神戸地裁判決 46・47 ページ記載のと おり、総額60万円のうち9万円の支出は認め られない。</p>	<p>政治活動用に事務所を借りておりますので、 その事務所と政務活動事務所を使い分けており ます。市民相談についても事前にその内容を相 談者に確認して市政に関係のない内容の相談で あれば、政治活動事務所で行っております。</p> <p>充当を取り下げます。</p>
(10)今村岳司	<p>返還請求金額 682,020円</p> <p>ア 2013年1月24日：今村チラシ印刷代 （半額） 367,500円 紙面を見ると、全身写真や顔写真が多用 されており、全額支出は認められない。半 額が妥当。</p>	<p>全身写真、顔写真の面積は、全体の1/4にも 満たず、目立つような工夫はしてあるが、実は 「多用」と言われるほどでもない。内容を補完 し、読者の注意をよぶために必要な最小限度で あり、半額充当にすべき程度にはない。</p>

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	<p>イ 4月15日(4月10日支出)・5月19日(5月17日支出)・6月17日(6月14日支出)・7月22日・8月19日(8月17日支出)・9月29日(9月23日支出)・10月28日・11月25日(11月21日支出)・12月23日(12月22日支出)・2013年1月20日(1月19日支出)・2月24日(2月20日支出):若手政治勉強会交通費 小計:314,520円</p> <p>神戸地裁判決55ページ記載のとおり、若手政治勉強会は私的活動であり、政務調査費支出の対象とは認められない。「今村岳司 reconquista」には、月1回東京でも今村塾をやっていると書かれて居り、明らかにこれは政治的な活動、影響力拡大をめざした活動である。</p>	<p>若手政治勉強会交通費については充当を取り下げ、返還する。</p>
(11)岩下彰	返還請求金額 559,784円	
	<p>ア 6月30日～7月3日:栃木・福島県視察(宿泊費用及びタクシー・駐車場代) 15,160円</p> <p>日程が不明だが、記録によると、6月30日14時50分入庫 那須ホテル泊 会津ホテル泊 7月2日伊丹空港から帰宅 7月3日15時14分出庫となる。以上から、6月30日の宿泊費用、及びタクシー・駐車場代の支出は認められない。</p>	<p>6月30日は、神戸で面談があり、その後空港へ移動し、活動内容のとおり、行動したものである。帰りは遅くなり、タクシーを利用したものである。市の旅費規定に準じておれば、報告不要だが、実費精算にもとづいたものである。</p> <p>なお、駐車場代1,900円は充当を取り下げる。</p> <p>福島県の隣りの栃木県内の那須市方面、福島県の内陸部の会津方面はいずれも放射線量は、西宮の議員控室内を上回るものではなかった。しかし、郡山市に入るとその値は0.05マイクロシーベルトを超えた。その後、福島市、相馬市、南相馬市方面でも同様であった。飯舘村では測定器から警報のシグナルが鳴り続けた。(整数値であった。)</p>
	<p>イ 9月29日～10月1日:岩手県視察 128,764円</p> <p>6月12～14日会派で宮城・岩手へ、6月30日～7月3日栃木・福島へ放射線測定などに行っており、会津では温泉に泊まっている。そして今回は2泊で3万円を超える花巻温泉に泊まっている。しかもその成果</p>	<p>活動内容のとおり、行動した。瓦礫の処理については、全国各地の自治体の動き、西宮市も含めて、いろいろあり、それらへの判断の参考とした。2泊で3万円は、上限1.5万円の2泊分である。</p>

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	は不明である。観光旅行なら自費で行くべきであり、全支出を認めることは出来ない。	福島県から少し離れた岩手県内の放射線量を測って回った。(当時大阪市は岩手県の瓦礫の処理)西宮市長も受入れを表明していたので、判断する上で、必要な測定である。花巻市方面、北上市、奥州市、一関市、釜石市、大船渡市、陸前高田市等の各地を回った。測定値はいずれも、西宮市内議員控室(0.02~0.03 マイクロシーベルト)と変わらぬものであった。瓦礫の処理受け入れの考えとなった。
	ウ 5月8~10日:市町村議会議員特別セミナー(宿泊費用及び諸雑費) 9日12時半までに入所すればいいのだから、前泊は不要である。自家用車で空港へ行き、駐車代まで支払っているが、その根拠がない。また、ボールペンを購入しているが、セミナー参加に筆記用具を持たずに行くのか。8日の宿泊費8,300円、通行料2,000円、駐車料金2,000円、ボールペン代300円、これらの支出は認められない。	ボールペンはたまたまもちあわせがなく購入し、その後も使用し続けたものであり、この項目で報告したものである。 なお、8日の宿泊費8,300円、駐車場代2,000円は充当を取り下げる。
	エ 5月15~17日:地方自治経営学会研究大会(前泊費用と通行料・駐車場代)13,300円 空港まで公共交通機関を利用すべきであり、通行料及び駐車料金の支出は認められない。15日は半日以上自由時間があり、私用もこなせたはずだから、その日の宿泊費用は認められない。	通行料、駐車場代は、移動の時間短縮であり‘時間’は大切な事である。
	オ 7月17・18日:NOMA講座参加(宿泊費用及び駐車料金)9,500円 名古屋で18日10時開始、自家用車を駐車場に預けることも前泊の必要もない。宿泊費用と駐車料金の支出は認められない。	7月17日の宿泊費8,300円、駐車場代1,200円は取り下げる。
	カ 7月31日~8月2日:日本生産性本部セミナー参加(宿泊費用及び駐車料金)10,935円 1日10時半開始なので、前泊の必要なし。駐車料金も認められない。	駐車場代は‘時間’と実費精算にもとづくものである。
	キ 8月19日~22日:自治政策講座参加費用89,800円 横浜で20日10時~17時、21日10時~15時のプログラムとなっている。19日と	交通費については、領収書添付額31,080円のうち、西宮~横浜(日本大通り)往復交通費相

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	21日の宿泊はどちらも水道橋グランドホテルとなっている。また、8月20日乗車記録には11時16分、11時25分、12時8分、21日では13時40分とある。さらに、西宮での駐車記録には、8月19日8時13分入庫、22日11時51分出庫とある。受講料3万円は支払われているようだが、受講したかどうか疑わしく、ずさんな公費の乱費は認められない。	当額の29,200円に充当額を変更することとする。なお、8月19日宿泊費9,135円、8月21日宿泊費9,135円及び駐車場代2,400円は充当を取り下げる。
	ク 10月24～27日：自治政策講座参加と、山形県視察（講座費用以外全て）53,090円 講座は盛岡市で25日午後1時半から26日午後6時20分までであり、1泊2日にすぎない。その余については日程も不明であり、支出は認められない。	研修の機会を活用して、記録簿に記載のとおり行動したものである。 山形空港 大崎市 盛岡市へと移動。 山形県、宮城県、岩手県の各地を回り、放射線量の測定を行った。山形市、尾花沢市、栗原市、大崎市、盛岡市等の各地を回った。いずれも西宮市内議員控室（0.02～0.03マイクロシーベルト）を上回るものではなかった。
	ケ 2013年1月15～17日：市町村議会議員特別セミナー（宿泊費と駐車料等）15,520円 セミナーは16日の昼までであり、16日の宿泊費や17日のJRの切符代、空港までの自家用車関係費用は認められない。	1月16日の宿泊費11,600円、駐車場代2,000円及び1月17日のJR料金820円については充当を取り下げる。
	コ 2013年2月3～5日：自治政策特別講座（宿泊費用及び駐車料金など）16,115円 4日10時開始なので前泊の必要性なし。空港まで自家用車で行くことは認められない。ペンは持参するのが当然。1泊分の費用及び通行料、駐車料金、3色ペンの支出は認められない。	ペンは、たまたま持ち合わせてなく購入した。この項目で報告したものであり、その後も使用しつづけた。他の項目で報告してもよかったのか。車関係も前述のとおり、‘時間’の事、実費精算にもとづいたものである。市の旅費規定に準じていたなら報告はしない（充当しない）。
	サ 11月9日：はがき購入 150,000円、11月15日付領収書分 25,000円、11月20日：はがき購入 20,000円 小計：195,000円 11月9日、出石内町郵便局ではがきを購入しているが、同局に勤めている知人の営	出石内町郵便局、西宮段上郵便局発行の領収書である。指摘の様な事は全く、私の知らない

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	<p>業成績に貢献するために年賀はがきを購入したものである。20日の購入分(金額がおかしい)も、領収書が年賀とそれ以外を区別する形式になっていないので同じく年賀はがきである。11月15日の領収書も、14日分を再発行しており、年賀購入を隠すために作爲的に行われたものであろう。手引き5ページに政務調査費で支出できない経費として年賀はがきがあげられている。</p>	<p>ことである。葉書だから、葉書の領収書である。資料については、報告分を超えた分は年賀葉書を使ったもので、報告は不要である。東郵便局の分は、上記の2局とはちがう様式の領収書である。11/14に家に葉書を届けてもらい、後日領収書は届いたものである。</p>
(12)中尾孝夫	<p>返還請求金額 1,320,000円</p>	
	<p>ア 5月10日・6月12日・7月12日・8月10日・9月11日・10月19日・11月13日・12月9日・2013年1月11日・2月12日・3月8日・4月9日:4月~2013年3月臨時職員賃金(半額) 33万円、4月27日・5月31日・6月29日・7月31日・8月31日・9月28日・10月31日・11月30日・12月28日・2013年1月31日・2月28日・3月29日:4月~2013年3月事務機器使用料及び事務所賃借料(半額) 60万円</p> <p>神戸地裁判決 39・40 ページ記載のとおり、臨時職員賃金及び事務所賃借料・事務機器使用料については、全額の支出は認められない。半額が妥当である。</p>	<p>政務調査事務所での活動は、その用途のみに設置・雇用しているものであり、他の用途(後援会活動、行政書士活動等)は、他の場所に設置・雇用しており、明確に区分している。</p> <p>政務調査事務所での臨時職員には、政務等報告、広報、政策等要望・意見聴取等といった「政務調査費運用に関する手引き」に記載されている政務調査活動に限定した業務内容に従事させている。平成24年度は、9回の市政報告(定例報告3回、特別報告6回)の作成・配布、91件の要望・意見聴取とその処理にのみ従事させ、他の用途には一切従事しないよう厳命している。</p> <p>また、政務調査事務所及び他の用途事務所は、山口町下山口4丁目230番地上及び山口町下山口4丁目21番20号(当該建物はいずれも未登記)にそれぞれ現存しており、客観的に現認することができる。</p> <p>なお、「政務調査費運用に関する手引き」では、これらの経費は、政務調査費にいずれも全額充</p>

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	<p>イ 4月26日・5月31日・6月29日・7月31日・8月29日・9月27日・10月30日・11月30日・12月28日・2013年1月31日・2月26日・3月29日：小曾根事務所賃貸借料半額 39万円</p> <p>集合ポストにも戸口にも何も記載がなく、使用実態が不明であり、半額支出も認められない。</p>	<p>当可能と解釈できる規定になっており、請求人の半額充実にすべきとの指摘については、請求人自身が半額とすべき客観的に裏付ける証拠を開示すべきものである。</p> <p>小曾根町事務所は、地勢的・地理的条件から山口町事務所とは別に設置しているものであるが、当該事務所では、政務調査活動以外に後援会活動、行政書士活動等を行っている。「政務調査以外の用途に使用している場合は、支出額の2分の1を上限として充当できる」との「政務調査費運用に関する手引き」の規定に基づき、半額を政務調査費経費に充当しているものである。当該事務所は、不特定の人々が来所する目的のものではなく、請求人の指摘は失当である。</p> <p>なお、当該建物は、4階建ての集合建築物であり、当該敷地・建物内に集合郵便等受箱及び各玄関扉が設置されている。職員措置請求書には、当該建物内に賃借している事務所の集合郵便等受箱及び玄関扉等が正面から撮影された写真が添付されている。写真撮影の角度等から当該敷地及び建物内に請求人関係者が無断で立ち入ったものと思われる。不法家宅侵入の疑いがあることを付記する。</p>
(13)和田とよじ	<p>返還請求金額 668,077円</p> <p>ア 8月8日：市政報告8号印刷製本費(半額) 166,635円、8月15日：同郵送料(半額) 58,865円、9月3日：同配布委託費(半額) 104,286円 小計：329,786円</p> <p>紙面を見ると、全身写真や顔写真が多用されており、全額支出は認められない。半額が妥当。</p> <p>2013年2月21日：市政報告9号印刷製本費等(半額) 167,291円、2月26日：同郵送料(半額) 58,070円、3月15日：</p>	<p>住民監査請求での主張は、「紙面を見ると、全身写真、半身写真や顔写真が多用されており、全額支出は認められない。半額が妥当。」とされています。</p> <p>この主張は、市政報告の文言・表現への直接的な規制ではなく、政務調査費の支出に対する規制に過ぎないように見えますが、実質的には</p>

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
	<p>同配布委託費（半額） 77,385 円 小計：302,746 円</p> <p>紙面を見ると、半身写真や顔写真が多用されており、全額支出は認められない。半額が妥当。</p>	<p>表現の自由に対する間接的な規制と言えるのではないかと考えます。</p> <p>政務調査費の支出項目の中でも、私は市政報告については、議員活動において中心的な位置を占め、憲法が保障する表現の自由に属する事柄と考えております。勿論、表現の自由も無制約ではありえないし、その支出に関しても市議会においても内部基準が設けられている訳です。</p> <p>市政報告に対する政務調査費の支出は、本来全額の支出が認められており、また市政報告の編集の自由もその中に含まれております。但し、その内容が他者への誹謗中傷であったり、写真の大きさが社会的に認容されず、過度に相当の範囲を超えている大きさの場合等でなければ、通常は許されるものと解しております。</p> <p>単に市政報告の一つのページの写真の大きさ等を見るのではなく、市政報告全体を通して、その文字数や総紙面全体の面積での按分比率等を、総合的に社会的相当性の見地から比較考量する必要があります。その判断に立った上での結論を出すべきです。</p> <p>本来自由に行い得る表現行為までもが、当該請求者の主張が繰り返されることによって、写真のみならず表現内容そのものが、差し控えようとする事になれば、表現の自由に対する「萎縮効果」を及ぼすことになりかねません。これが民主政治にとり、最も重大な影響を及ぼすところを危惧するからです。</p> <p>当該住民監査請求の理由は大雑把であり、単に形式的・表面的なもので、たった1行の理由により一刀両断に片付けており、その理由が述べられておりません。表現の自由を規制するには、その目的や手段をもっと具体的に検討しなければならないと考えます。</p> <p>表現の自由は、精神的自由権の中でも、とりわけ非常に重要な権利であることに加え、その表現者の自己実現という個人的な意義にとどまらず、市民主権（国民主権）や民主主義の原理の下、市民が政治に参加し、民主政治の実現に向けての社会的意義（自己統治の価値）の側面</p>

議員氏名	請求人が指摘する返還 請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
		<p>があることを忘れてはなりません。この表現の自由の規制につながる政務調査費の支出の削減は、市政報告を受け取る側の市民の立場から見れば、却って市民参加を困難にし、もっと言えば市政の政策決断形成への市民参加を阻害するおそれがあります。</p> <p>住民監査請求により政務調査費を規制する側（本件は公権力ではありませんが）に、規制手段の合理性と正当性を、より証明する責任が負わされており、政務調査費の支出を規制する場合においても、住民監査目的の達成にとって必要最小限度の規制であることを、窺がわかることができる、請求の内容基準を明確に提示することを請求人に要求致します。</p> <p>より直截的な表現をすれば、政務調査費支出の半額の根拠・理由・内訳等を明瞭・具体的に明示して、要求すべきものと考えます。即ち、精神的自由ないし表現の自由への規制につながる点において、その内容は、漠然とした不明確なものであってはならず、当該住民監査請求自体にその意図がなかったとしても、憲法の保障する表現の自由を間接的に侵すことの危険につながるおそれが多分にあるからです。</p> <p>したがって、私はその理由・根拠等が具体的に明示されない限り、その請求を到底認めることができません。</p>
	<p>イ 7月6日：ノートパソコン（半額）19,900円、2013年3月16日：オフィスソフト（半額）15,645円、小計：35,545円</p> <p>パソコンとソフトを別々に買っているが一体のものであり、備品台帳を作成し、按分すべきものを故意に怠っている。全額の支出は認められない。半額返還。</p>	<p>ノートパソコンを購入後、マイクロソフトのオフィスソフトと互換性のあるソフトを、従来から使用していたところ、私が請求をして市当局から提供を受けたファイルデータが、出力時のレイアウトで適切に表示されなかったりしたため、文書ファイルの確実性を確保するために、従来使用していたソフトを、マイクロソフトの純正のオフィスソフトに買い替えたものです。</p> <p>従来使用していたソフトをさらに約8ヶ月間使用した後に、純正のソフトを購入したもので、決してパソコンとのセットの購入ではありません</p>

議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象支出及び金額	議員による説明要旨
		<p>ん。この点において請求人の主張は、明らかに事実誤認です。また、パソコン自体も政務調査専用として使用していますことを申し添えます。自宅には、私のノートパソコンを別に所有しており、本レノボのパソコンは政務調査専用となっています。</p> <p>市議会内部の基準によれば、パソコンは5万円以下のため、備品ではありますが任期による充当計算は不要と判断しております。またパソコンソフトは消耗品のため備品台帳は作成しなくともよい運用になっています。</p> <p>請求人の主張は、半額返還であります。市議会内部の基準に支出は合致しており、その全額の支出が認められると解します。</p>
(14)長谷川久美子	<p>返還請求金額 43,410円</p> <p>ア 7月21・22日：市川房枝記念会セミナー（1日分の宿泊費用）12,100円 10時15分開会のセミナーであり、前泊の理由がないので、1日分の宿泊費は認められない。</p> <p>9月14・15日：市川房枝記念会ワークショップ（宿泊費用）1万円 前泊の理由がない。パック料金中、宿泊費相当額の支出は認められない。</p> <p>2013年1月14・15日：女性議員パワーアップ集中講座（宿泊費用）1万円 前泊の根拠がない。パック料金中、宿泊費相当額の支出は認められない。</p> <p>イ 8月4・5日：全国フェミニスト議員連盟合宿（宿泊費及びタクシー代）11,310円 宿泊及びタクシー利用の理由がないので、支出は認められない。</p>	<p>前泊についてとりあげているが、参加する研修が東京都内で受け付け開始が午前9時30分から始まる講座である。事務局担当に職員規定について問い合わせ、それを参考にしたうえで、前日移動したものである。</p> <p>松山泊は、1日目の研修終了後に松山市から帰宅することが困難であったため。翌日のタクシー利用についても、地理不案内のため、ホテル従業員にタクシー利用を勧められたことによる。</p>